

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	磐田市 地方税法における軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、地方税法における軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和5年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における軽自動車税関係事務
②事務の概要	<p>軽自動車税(種別割)は、4月1日時点で軽自動車等の定置場を市内に有する所有者に対して課税を行うものである。</p> <p>軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入又は譲り受けなどで所有することになった場合や、廃車や盗難などにより所有しなくなった場合には、申告書を提出していただき、申告書の情報に基づいて課税を行う。</p> <p>なお、所有者の状況や車両の構造など減免については、所有者が減免申請書を市に提出し、市は該当者への減免を行う。</p> <p>軽自動車税(種別割)の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納付の処理等を行い、軽自動車税(種別割)の納税証明書等の交付を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税法第443条、第463条の16、第463条の17)</p> <p>②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19)</p> <p>③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。</p> <p>④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第463条の23)</p> <p>⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。</p> <p>⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。</p> <p>⑦納税証明書や車検用納税証明書の交付を行う。</p> <p>⑧納付された軽自動車税(種別割)の収納情報の管理を行う。</p> <p>⑨納期限までに納付されない軽自動車税(種別割)の滞納整理を行うための滞納情報の管理を行う。</p>
③システムの名称	<p>1. 軽自動車税システム</p> <p>2. 収納管理システム</p> <p>3. 滞納管理システム</p> <p>4. 団体内統合宛名システム</p> <p>5. 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税情報ファイル、(2)収納情報ファイル、(3)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一 項番16 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2第27項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市税課、収納課
②所属長の役職名	市税課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 市税課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年4月28日 時点		
平成28年4月28日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年4月28日 時点		
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市税課長 木野 吉文	市税課長 神谷 愛三郎	事後	人事異動による
平成29年4月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月28日 時点	平成29年4月28日 時点		
平成29年4月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月28日 時点	平成29年4月28日 時点		
平成29年4月28日	公表日	平成28年4月28日	平成29年4月28日		
平成31年4月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成31年4月1日 時点		
平成31年4月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成31年4月1日 時点		
令和2年4月30日	(表紙) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	地方税法における個人軽自動車税関係事務	地方税法における軽自動車税関係事務		
令和2年4月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	軽自動車税	軽自動車税(種別割) ※種別割に限定されるものは表記を追加		地方税法の改正による
令和3年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	①課税対象者情報の準備。(地方税法第442条の2、第445条) ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条) ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第454条)	①課税対象者情報の準備。(地方税法第443条、第463条の16、第463条の17) ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19) ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第463条の23)	事後	地方税法の改正による
令和3年7月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するもの
令和5年5月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和5年5月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		